

中国日本商会、日本貿易振興機構北京代表処、日中経済協会北京代表処  
新型コロナウイルスの感染流行への積極的な対策と企業の正常な生産経営の早期回復に  
関する日系企業の意見

中華人民共和国商務部 御中

中国日本商会、日本貿易振興機構北京代表処、日中経済協会北京代表処より、在中日系企業に代わり、かねて貴部より在中日系企業の経営活動実施への多大なるご支援とご指導を賜っておりますことに、心より感謝申し上げます。

新型コロナウイルスの流行が今年1月に始まって以来、中国及び世界の人々の健康への脅威となっただけでなく、企業の生産経営及び社会生活の正常な運営にも深刻な影響を及ぼしています。新型コロナウイルスの感染拡大防止には、中国政府が懸命に努力されていると承知しており、日系企業としても積極的に取り組み、このための各種措置に協力しているところです。

この度中国日本商会、日本貿易振興機構北京代表処、日中経済協会北京代表処では、企業が被った影響、注目点及び直面している困難等について、先ごろ中国各地に所在する日系企業より広く募集した意見に基づき、それらを取り纏め整理して本意見書を作成いたしましたので、貴部にてご参考のう え、企業の困難及び改善の希望されている事項の解決にご協力頂けるようお願い申し上げます。

I. 日系企業に共通的な課題で、特に改善・解決を希望する事項

- (1) 中国で就労、生活していた日本人（企業従業員、家族、学生等）が感染流行のために中国に戻ることができなくなり、ビザ、就労許可・居留許可で認められた中国を離れている期間中に満了するものの、延長手続きを行うことができない（一部の地方政府では手続きに本人の出頭、或いは本人のパスポート原本、納税証明等の資料の提出が必須とされている）という状況がある。感染抑止期間においては自動的に外国籍人員のビザ、就労許可・居留許可の有効期間を延長する（感染流行の収束後一定の合理的な期間が過ぎるまで）か、もしくは海外からオンラインでの延長申請を可能とする等、全国に適用する便宜措置を提供頂きたい。
- (2) 一部の地方政府及び機関で、企業の操業再開申請に対する審査期間があまりに長く、企業が商機を逃すだけでなく、サプライチェーンの回復が遅れ、経済全体の回復が遅れる結果となっているため、迅速に企業が操業再開できる状態にすることが極めて重要。審査する側の行政府自身も通常よりも人員が不足したり執務環境が整わない状況にあるところ、操

業再開審査制度そのものを取りやめるか、届出・事後チェック方式に変えるなどして、行政府による審査そのものが経済の足かせにならないよう改善を頂きたい。

- (3) 省級政府の規定では休暇期間を2月9日まで延長し、2月10日より企業は操業を再開してよいとされていたが、企業が所在する地域の政府等から操業再開許可を取得できない等の複数の原因により、一部の企業では2月10日に操業を再開できず、2月17日かそれより後になってようやく再開しているところもある。しかし、不可抗力証明書には不可抗力期間は2月9日までとしか記載されない。不可抗力証明書発行機関においては実情に合わせ、実際に操業を再開した日までの期間に対する不可抗力証明書を作成して頂きたい。また、同時に、企業が所在する地域の政府等においては、国家もしくは省級政府が規定する期間や条件等を超えて、企業への操業再開許可を認めない場合は、実際の操業再開日までを含む不可抗力証明書の発行に対する必要事項等の証明に責任を負うよう希望する。
- (4) 現在、一部の都市（北京市、天津市、合肥市、南通市、中山市、蘇州市、無錫市、廈門市、福州市等）においては厳格な命令により、中国公民か外国籍人員かを問わず、市に戻った人員について一律もしくは一部の例外を除き14日間の自宅隔離が強制的に要求されていることにより、日本人、中国人従業員とも、予定通りに勤務に戻ることができずにいる。このような「一刀両断」式の人員隔離を実行するのではなく、分類管理を行い、外出を認める条件及び管理の制度が設けられ、従業員が会社に出勤し、企業の正常な運営を維持できることを希望する。
- (5) 感染流行期間中に各レベルの政府等から発信もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市、郷・鎮レベルでの指示に相互に矛盾があるケースもあり、日系企業は対応に苦慮している。各レベルの地方政府等においては、口頭のみでの伝達や指導は避け、通知のWEBでの公開や公文書による通知の徹底をしていただきたい。なお、下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することより相互の通知や指示の矛盾を避けるようにしていただきたい。

## II. 分野別の課題・要望

### 1. 人員の隔離、社区の封鎖、外出制限等の感染抑止措置

- (1) 現在、一部の都市（北京市、天津市、合肥市、南通市、中山市、蘇州市、無錫市、廈門市、福州市等）においては厳格な命令により、中国公民か外国籍人員かを問わず、市に戻った人員について一律もしくは一部の例外

を除き14日間の自宅隔離が強制的に要求されていることにより、日本人、中国人従業員とも、予定通りに勤務に戻るができずにいる。このような「一刀両断」式の人員隔離を実行するのではなく、分類管理を行い、外出を認める条件及び管理の制度が設けられ、従業員が会社に出勤し、企業の正常な運営を維持できることを希望する。

- (2) 各地で積極的に感染流行の予防・抑止の行動が取られている中で、社区、居民委員会、村民委員会、家主により、法的根拠なく、みだりに上級政府による規定を超えた不合理な要求が追加される状況がある。例えば、外部地域から戻った人員に居住する小区への立入りを禁止する（ホテルでの自己隔離の強制）、小区内で居住者の外出を2日に1度しか認めないといった要求があり、そのうえ地方の区級政府、社区、居民委員会、村民委員会、家主によって要求も異なり、しばしば混乱状態となって企業従業員の勤務復帰や正常な業務に深刻な影響を及ぼしている。

厳格な感染抑止は当然重要であるが、行き過ぎた対応をすべきでないというのが日系企業の認識であり、省、市政府より公布される規範性文書を基層が忠実に、統一的に執行し、過度の対応や違法な行為を減らし、より科学的で合理的な感染抑止措置が取られ、適法な居住者の小区出入り、通勤が認められることを希望する。

- (3) 現在、日系企業従業員が省を跨ぐ移動が必要となる状況（従業員の勤務再開、出張、貨物輸送等のため）が発生しているが、2省それぞれにおいて14日間の隔離観察を要求されることがあり、生産や設備検収等の業務活動の正常な実施にとり重大な障害となっているため、健康証明等を発行する等臨機応変な処理方式により、このような重複した隔離要求の発生は回避して頂きたい。
- (4) 多くの地方で、道路及び企業の周辺に、バリケードや検査ポイントが設置され、日本人が通行証を取得できずに企業への立入りを禁止されていることにより、企業の正常な経営に重大な影響を及ぼしている。このような制限を減らし、検査ポイントの通過時間を短縮して頂きたい。
- (5) 感染例の多い地域を通過しただけで、滞在はせずに外部から戻った人員に対しても14日間の隔離が要求される状況があり、改善を希望する。
- (6) 従業員が外部地域で隔離された期間について、家主への家賃の支払いが調整・免除されるよう希望する。隔離のために発生した費用（ホテルの宿泊費用）について、企業の負担とするのではなく、政府に負担頂きたい。
- (7) 自宅隔離とされている人員に、隔離の終了時期を明確に告知し、隔離期間超過となることは回避頂きたい。
- (8) セントラル空調システム、集中暖房設備の使用が禁止されるうえ、頻繁に窓を開けて換気を行うことが要求されていることにより、抵抗力の弱い従業員が風邪をひいたり、新型肺炎に感染しやすくなってしまいう可能

性すらあり、より科学的かつ合理的な感染抑止措置を指導され、正常な業務の運行の妨げとなる過度な措置は避けて頂きたい。

- (9) 武漢市の封鎖措置がいつまでも解除されないが、都市封鎖の前に携帯電話やパソコン等少量の機器しか会社から持ち出せなかった従業員が、在宅勤務を行うためのより多くの機器を取りに行けるようにして頂きたい。
- (10) 移動の安全性確認のため、飛行機、高速鉄道、地下鉄、バスの消毒状況について公示して頂きたい。

## 2. 企業の操業再開及び企業経営への支援措置について

- (1) 一部の地方政府及び機関で、企業の操業再開申請に対する審査期間があまりに長く、企業が商機を逃すだけでなく、サプライチェーンの回復が遅れ、経済全体の回復が遅れる結果となっているため、迅速に企業が操業再開できる状態にすることが極めて重要。審査する側の行政府自身も通常よりも人員が不足したり執務環境が整わない状況にあるところ、操業再開審査制度そのものを取りやめるか、届出・事後チェック方式に変えるなどして、行政府による審査そのものが経済の足かせにならないよう改善を頂きたい。
- (2) 中央政府より企業の操業再開を奨励する方針が提起される一方で、一部の地方政府では依然として封鎖や交通規制の措置が強化され続けており、形成される矛盾に企業は非常に困惑している。感染流行の拡大を確実に防止することを前提に、企業の操業開始に有益な統一的な方針を定めて頂きたい。
- (3) 各省、各市で企業の操業再開へのサポートや取り組みの程度が異なっているため、各省、各市より定期的に企業の操業再開の状況を公開頂きたい。
- (4) 政府が企業の操業再開を奨励、促進している一方で、オフィスビルやマンション等では外部地域から戻った人員を隔離するという相反した方針が取られているため、このような矛盾を早期に解除頂きたい。
- (5) 大部分の省では2月10日より企業は正常に生産経営を開始することができると明確に規定されたのと異なり、天津市等では未だに明確な企業の操業再開時期が公布されておらず、企業が操業再開を申請しても受理が拒否される状況である。企業の操業再開時期を早期に公布して頂き、現地の日系企業で操業再開の事前準備をさせて頂きたい。
- (6) 現在、多くの地方政府では、国家発展改革委員会等、中央政府の規定に反して企業の操業再開に対する事前審査が停止されておらず、依然として様々な口頭による不明確又は実現の困難な操業再開の要件（通知や提案という形で企業に提示されるもの）が出され、日系企業の操業再開の障害となっている。要件には以下のようなものがある（天津市、成都市、

重慶市、合肥市、中山市、蘇州市、武漢市、広州市、無錫市、深圳市、東莞市等)。

- 企業は勤務を再開する従業員全員に対し、封鎖式管理を実施しなければならない。
- 企業は十分な数量のマスク等防護用品を準備しなければならない。
- 従業員は公共交通機関を利用して通勤してはならない。
- 企業で操業再開する従業員の上限人数を設定し、企業内の人員の密度の上限についても規定する。
- 緊急業務に従事する従業員及び当番者のみしか出勤を認めない。
- 全従業員の名簿、移動記録及び共同居住する家族の状況について提出を要求する。

各地で企業の操業再開の基準及びルールを明文化・統一し、操業再開の条件のうち不合理な内容は削除したうえ、各種の所有制形式の企業に対し公平、平等に執行されることで、企業が早期に操業を再開できるようにして頂きたい。

- (7) 省、市、区級政府、街道より同一の企業に対して求められる企業の操業再開条件がいずれも異なっており、不公平、不合理な内容が含まれているだけでなく、重複した審査もしばしば行われる。企業の生存を確保するため、公平かつ合理的な企業の操業再開許可条件が制定され、審査が重複して何度も行われる状況は回避して頂きたい。
- (8) 一部の地方では企業の操業再開申請に対する審査認可の際、「感染者を出した場合、一切の責任は本企業が負担する」という内容の「誓約書」に企業責任者が署名するよう要求している。日系企業では各種の感染抑止の取組みに尽力するが、感染抑止の全ての責任を企業で負担するというのは、事実として企業の能力範囲を超えており、企業に提出させる「誓約書」からこれに類する文言を削除頂きたい。
- (9) 川上のサプライヤーで操業を再開できないことにより、企業が原材料、部品、パーツ、包装資材、容器を取得できない状況が発生しているところがあり、川上のサプライヤーの速やかな操業開始・生産を確保頂きたい。
- (10) 隔離観察期間の設置、外出制限、公共交通機関の停止、マスク等の感染抑止物資の数量に関する要求等の原因により、企業で十分な生産、輸送、管理に従事する従業員が確保できず、生産効率が低下し企業に損失をもたらしている。企業のこのような損失について一定の政府による財政支援を検討頂き、上記のような従業員の勤務再開に不利となる要素の解決を支援頂きたい。
- (11) 従業員数の多い企業にとり、検温の頻繁な実施(社区の出入り、乗車時、オフィス入室時、中間検査)は大きな負担となる。より効率的な感染抑

止の方法を制定頂きたい。

- (12) 市内公共交通機関の運行停止、運行本数・台数減少、乗車率制限、実名登記等の措置により、従業員の通勤が困難となっており、早期に公共交通機関の正常な運行の回復を望む。
- (13) 現在、各種の法規や規定が頻繁に公布され、内容の変化も急速で、日系企業では操業再開のタイミング、従業員を出勤させるか在宅勤務とするか、日本人向けの注意事項等の問題についてしばしばどのように対応すべきかわからない状況となることがある。各級政府より企業向けの感染抑止の取組みについての手引きを作成のうえ、参考用に現地企業の操業再開状況に関する情報を提供頂きたい。
- (14) 感染流行が収束するまで、各種の行政手続きについて、オンライン等の直接対面しない方式による処理方法の採用を許可して頂きたい。

### 3. 資金繰り、税務、会計

- (1) 業務収入がないために、一部企業では2月より支払いに充てる十分な資金がない状態となっており、企業の経営継続、従業員の就業保障を確保するため、政府より速やかに以下の支援措置を取って頂きたい。
  - ① 合理的で目的に適合し、かつ柔軟な企業の操業再開政策
  - ② 企業の経営場所の賃料及び管理費、水道・電気代等の費用の減免又は補助金の支給
  - ③ 無利息/低利息、無担保の融資支援
  - ④ 企業の貸付弁済期限の延長
  - ⑤ 企業の親子会社間の貸付申請への迅速な審査認可、銀行手続きの簡素化、送金及び為替決済の迅速な処理
  - ⑥ 外商投資企業の増資申請への迅速な審査認可
  - ⑦ 企業所得税、増値税、個人所得税等の各種税金の減免、納税申告期限の延長及び納税延期の許可
  - ⑧ 企業が負担する社会保険料、住宅積立金の減免、納付延期の許可
  - ⑨ 企業の納付済み失業保険料の一部返還
  - ⑩ 企業の減産、売上低下、企業内の感染抑止設備改造への投資等についての政府による財政資金補助
- (2) 従業員の在宅勤務の効率が低下するため、企業の2019年の財務諸表提出を延期し、2019年の企業所得税の確定申告手続きを延期することを許可頂きたい。
- (3) 現在、取引先に正常に発票を発行できないか、取引先から発票の発行を受けることができない状況があり、帳簿金額を回収できず、資金繰りが実現できなくなっているため、これらの苦境を解決して頂きたい。
- (4) 国有企業、民間企業及び外資企業に対し、同一基準の支援政策を取って

頂きたい。

#### 4. 感染抑止物資の不足

- (1) 感染が大流行してからマスクの供給が非常に少なくなり、多くのマスク生産メーカーの製品が全て地方政府により管理・コントロールされ、企業や個人が生産、生活に必要なマスクを獲得することが難しい状況となっている。早急に各地の政府より、企業や個人に相応のマスク割り当てと物資の支援を行って頂きたい。
- (2) アルコール、体温計、ゴーグル、消毒液、防護服等の感染抑止物資についても、多くの地方で、購入できない状況となっているため、政府支援により供給の問題を解決頂きたい。
- (3) 政府により供給量が制限されるマスク等の防護用品を購入する際、アプリ上で身分証番号の入力が必要となり、外国籍人員が使用できないため、外国籍人員にも実際に使用可能な購入システムを増やして頂きたい。
- (4) 現在、日本より中国向けに発送されたマスク等の救援物資の送達が遅れる状況となっているが、これらに関する管理を政府で改善し、スムーズな通関、物流を確保頂きたい。
- (5) 中国国内のメディアで宣伝されている通りに、多くの地方政府より「使い捨て医療用マスクは4時間ごとに交換しなければならない」との要求が出されているが、そのような交換頻度ではマスクの生産能力が全国の需要量を満足できるはずがなく、感染抑止の過度な対応とも疑われる。マスクの交換頻度についてより合理的な提案がなされ、安全な地域においては非医療用マスクの使用が認められるよう希望する。
- (6) 感染減少のため、従業員への食事提供には全て使い捨ての食器を使用することが政府から要求されているが、現在使い捨ての食器は非常に手に入りやすく、政府の支援により供給の問題を解決頂きたい。

#### 5. 労務管理関連

- (1) 自宅隔離を要求され、企業所在地に戻ることを禁止されているために、従業員が労働を提供できない期間に対する賃金の問題が生じている。人力資源社会保障部の通知では、企業と従業員、労働組合が民主的に協議する方式により、総合計算労働時間制を採用するか年次有給休暇を消化する臨時措置による解決を規定しているが、従業員や労働組合に協議を拒否されるために事実上困難な状況が改善されず、全ての経済的コストが企業負担とされることは、不公平であるうえ、企業の生存を脅かしている。より明確かつ具体的な政策の手引きを示して頂くとともに、企業（特に困難のある企業）には、企業に一定の財政補助を提供頂きたい。
- (2) 疾病流行、人員隔離、移動制限、居住地に戻ることができず、オフライ

ンの採用ルートが閉鎖された等の原因から、多くの従業員が会社に戻り勤務することを望まないか、勤務復帰ができないことにより、多くの日系企業では従業員数不足が深刻となっている。政府より従業員の積極的な勤務復帰を奨励し、従業員採用のルートを拡大する措置を制定頂きたい。

## 6. 外国籍人員のビザ、就労許可・居留許可

- (1) 中国で就労、生活していた日本人（企業従業員、家族、学生等）が感染流行のために中国に戻ることができなくなり、ビザ、就労許可・居留許可で認められた中国を離れている期間中に満了するものの、延長手続きを行うことができない（一部の地方政府では手続きに本人の出頭、或いは本人のパスポート原本、納税証明等の資料の提出が必須とされている）という状況がある。感染抑止期間においては自動的に外国籍人員のビザ、就労許可・居留許可の有効期間を延長する（感染流行の収束後一定の合理的な期間が過ぎるまで）か、もしくは海外からオンラインでの延長申請を可能とする等、全国に適用する便宜措置を提供頂きたい。
- (2) 現在中国渡航のビザを申請するにあたり、申請文書中に「申請者は中国で発生している新型コロナウイルスの状況を承知し、何らかの問題が発生した場合は本人が全ての責任を負う」という内容が新たに追加されている。上記の文言は削除頂き合理的に修正されることを希望する。

## 7. 物流

- (1) 現在、トラックの通行禁止、高速道路の出入口の閉鎖等の交通規制措置が依然存在し、頻繁に措置が変更されるため、生産販売企業、物流企業、速達業者は適応の困難を感じ、このことは原材料の調達や製品の販売、出荷、輸出入にも重大な影響を及ぼし、輸送コストが大幅に上昇するにもかかわらず時間的効率は保証されない。安全を確保できることを前提に、人の移動と物流を分けて管理し、通行証を迅速に発行する等により物流ネットワークの運行が至急回復されることを望む。
- (2) 患者人数の差により、異なる地域ごとに交通規制や道路封鎖の規定が公布され、物流ルートの確定が非常に難しくなっている。省級の行政区単位で、具体的な交通規制の内容を公表し、厳格にその範囲内で執行されることを希望する。
- (3) 企業が操業を再開するまでに、基層政府、居民・村民自治組織が自ら設置したバリケードを撤去して頂きたい。
- (4) 現在、製造企業の操業再開申請が優先的に処理され、物流企業の申請に対する処理が滞っていることにより、製造企業で原材料の調達が困難となり、生産ができず、製品を輸出することもできない事態となっている。

物流企業の操業再開を早期に許可頂きたい。

- (5) トラックのドライバーが業務に戻ることができない、省を跨ぐ輸送で何度も隔離される、トラックが封鎖地域に進入できない、又は通過できない等の原因により、企業が製品の入出荷を行うことができなくなっているため、これに関する問題の改善を希望する。
- (6) 需要供給関係の変化による輸送費用の上昇は理解できるが、感染流行の発生に便乗してみだりに価格を引き上げる物流企業は処罰されるよう望む。
- (7) 旅客便のフライトが減少している中で、貨物便の便数を増加し輸送の困難が解決されることを希望する。
- (8) 港湾の物流倉庫において感染抑止物資の保管量が増加し、一般物資の正常な倉庫保管に影響をきたしているため、改善されることを希望する。
- (9) 徴用なのか窃盗なのか原因が判然としないものの、日本から送られてくるマスク等の物資の一部又は全部が送付先に届かない事象が多発している。このようなことのないように改善を頂きたい。
- (10) アルコールは危険物としてその輸送が法規で厳しく規制されているが、感染流行が収束するまでは、制限を緩和する臨時措置を取り、感染抑止物資の迅速な輸送に便宜を図って頂きたい。

## 8. 通関、貿易

- (1) 一部税関では通関にかかる時間があまりに長く、製品が計画通りに輸出入を完了できず、サプライチェーンの正常な運転に重大な影響を与えており、改善を希望する。感染流行のために輸入品の通関が遅延し、停止した場合は、相応の保管料や滞納金を免除頂きたい。
- (2) 多くの地方政府では口頭でしか操業再開を許可していないが、税関では操業再開許可証がなければ貨物の引取りを拒否されるため、貨物の通関ができず、両者間の矛盾を解決して頂きたい。
- (3) オンラインでの通関申告が認められてはいるが、依然企業の人員が直接保税区等に出向いて通関事務手続きをするよう要求される。人員の外出が制限される中、税関にてより対応しやすい方式での通関業務処理を行って頂き、貨物の通関速度が早く正常に戻るよう希望する。
- (4) 情報の連絡が十分でないために、現場に到着してから商品を輸入できないことが確認されることがあるが、事前に十分な情報を得られるようにして頂きたい。
- (5) 感染抑止期間において、通関書類への企業による署名、捺印業務を一時的に免除頂きたい。

## 9. 北京市

- (1) 北京市政府より2月14日に公布された、北京市に戻った人員に14日間の自宅隔離をさせる規定については、21日に一部に適用除外の措置が発表されたが、北京在住の日本人従業員が日本に短期間出張するケースや14日以内に日本から北京へのお出張を2回行う必要がある場合などは依然規制対象になるなど、合理的でない措置が残っている。早期の緩和・合理化を求める。
- (2) 北京市に戻った人員は14日間の隔離とする規定が拡大執行されることを避けて頂きたい。
- (3) 北京市より、感染者の年齢、性別、その他の疾病等の具体的な情報が公布され、企業が参照できるようにして頂きたい。
- (4) 北京市政府より独自に「未成年の子どもの世話をする従業員に対しては通常通りに賃金を支給しなければならない」との政策が設けられているが、調整し、企業の負担を軽減して頂きたい。
- (5) すでに住民の水道・電気代や暖房費の免除政策について検討している地方政府があると聞くが、北京市でも住民全体に適用される類似の支援政策が検討されることを希望する。
- (6) 一部の日系企業は、濃厚接触者の集中隔離施設に近い位置に所在しており、従業員は勤務復帰を制限されているのに、禁止措置がいつ収束するのかについてはいつまでも告知されず、企業は対処に困っている。
- (7) 北京の日系企業で新型コロナウイルスの感染流行が発生する以前に経済性リストラの計画を制定して朝陽区人力資源社会保障局の認可も取得していたが、新型コロナウイルスの感染流行が発生した後で、朝陽区人力資源社会保障局では当該企業のリストラ計画が認可されなくなった。企業の経営維持のため、もとの計画通りリストラを実行させて欲しい。
- (8) 市内の学校、幼稚園等の再開が延期されていることが、従業員の出勤など経済活動にも大きな影響を及ぼしている。また、子供の教育及び精神衛生上も好ましいものではない。学校等についても、企業等に比べて必要以上に保守的な対応をするのではなく、条件の整ったところから出来るだけ早期の再開が出来るようにしてもらいたい。

#### 10. 不可抗力証明書

省級政府の規定では休暇期間を2月9日まで延長し、2月10日より企業は操業を再開してよいとされていたが、企業が所在する地域の政府等から操業再開許可を取得できない等の複数の原因により、一部の企業では2月10日に操業を再開できず、2月17日かそれより後になってようやく再開しているところもある。しかし、不可抗力証明書には不可抗力期間は2月9日までとしか記載されない。不可抗力証明書発行機関においては実情に合わせ、実際に操業を再開した日までの期間に対する不可抗力証明書を作成して頂きたい。また、同

時に、企業が所在する地域の政府等においては、国家もしくは省級政府が規定する期間や条件等を超えて、企業への操業再開許可を認めない場合は、実際の操業再開日までを含む不可抗力証明書の発行に対する必要事項等の証明に責任を負うよう希望する。

#### 11. 外商投資のビジネス環境のさらなる改善

今回の新型コロナウイルスの感染流行により、外国投資者の対中投資に対するリスク懸念が増大されたため、今後外商投資に対する奨励がより一層強化され、投資促進、産業支援、税制面等においてより多くの優遇政策が制定・公布され、新型コロナウイルス流行の中国経済発展に対する影響が低減されるよう希望する。

#### 12. 感染者（疑似症患者）が出た場合の処理

- (1) 全国各地の新型コロナウイルス対応を行っている病院のリスト、受入能力（ベッド数、現有患者人数、検査方法等）についてオンライン公示を行って頂きたい。
- (2) 企業では政府の指示を受け、感染者の会社への立入りを防止する措置を積極的に取ってはいるが、工場で1名の感染者が出れば、企業の操業停止が命じられる可能性もあり、このような状況について政府で各者の利益のバランスを勘案した解決案を制定頂きたく、可能な限り企業の生産停止を回避し、もしくは企業の生産停止期間を短縮するうえ、操業再開できる時期及び条件を制定し告知して頂きたい。
- (3) 企業で感染者が出た場合について、感染者を受け入れる病院、問い合わせ係及びその電話番号、感染者の搬送方法、企業での対処方法、経営者の責任等の情報を明確に告知し、企業の操業再開に対する懸念を軽減して頂きたい。
- (4) オフィスビルで感染者が出た場合、ビル全体が使用できなくなることに、政府より臨時の勤務場所を提供する等の措置を取り、企業が緊急に必要な業務活動を継続できることを保障して頂き、企業従業員の安全確保を前提として、社印等の経営に必須の物品を取りに封鎖されたオフィスに戻ることを許可して頂きたい。
- (5) 中国語がわからない外国籍人員のため、英語又は日本語での連絡又は翻訳サービスが提供され、外国籍人員の自身の健康状態に対する心配を解決できるようにして頂きたい。
- (6) 風評被害により感染者を出した企業により大きな二次的被害がもたらされることは回避すべきであり、特定の企業に対する事実に基づかない風評を流布した者に対する懲罰を加重するべきである。
- (7) 武漢市内の患者が急増したことでベッド数が不足しており、企業が操業を再開した後で新たな感染者が出た場合には、患者を北京、上海等の医

療資源の豊富な地方に移送して治療を受けることができる体制を構築して頂きたい。

### 13. その他

- (1) 感染流行期間中に各レベルの政府等から発信もしくは口頭により指導された事項は、中央、省、市、郷・鎮レベルでの指示に相互に矛盾があるケースもあり、日系企業は対応に苦慮している。各レベルの地方政府等においては、口頭のみでの伝達や指導は避け、通知のWEBでの公開や公文書による通知の徹底をしていただきたい。なお、下位の行政主体は上位の行政主体の関連通知を明示することより相互の通知や指示の矛盾を避けるようにしていただきたい。
- (2) 従業員が自ら適切な防護措置を取るよう、公共交通機関において感染抑止に関する知識を放送、宣伝頂きたい
- (3) 各地の日本人学校の始業時期について、教育の所管機関より明確な手引きが提示され、学校が事前に準備できるようにして頂きたい。
- (4) 今回の感染流行で飲食業が受けた打撃が最も大きい。飲食業は国民の経済・生活に不可欠な産業であるため、政策の支援措置により飲食業界の企業が大量に倒産する事態は回避して頂きたい。
- (5) 粗利率 30%を超えて販売してはならないとの政府要求があるが、食品、日用品の分野でこのような施策を取ることは合理性に欠ける。過去における仕入れ、販売の実際状況により、総合的かつ妥当な販売価格の確定基準が実施されることを希望する。
- (6) 日系の診療所や病院で、防護服の不足等が原因で診療受付を停止していることが、日本人の医療サービス問題に対する不安を抱かせている（無錫市、蘇州市）。日系の医療機関に対しても防疫物資の供給の確保をお願いしたい。

以上の内容を、貴部にてご参考頂けますようお願い申し上げます。

中国日本商会、日本貿易振興機構北京代表処、日中経済協会北京代表処より、在中日系企業に代わり、改めて貴部への崇高な敬意を表します。

中国日本商会  
日本貿易振興機構北京代表処  
日中経済協会北京代表処

2020年2月25日